

平成23年第4回更別村議会臨時会会議録

平成23年5月6日

平成 23 年第 4 回更別村議会臨時会が更別村役場に招集された。

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 本内秀明、川上絵理
書記 佐藤ちはる

議 事

事務局長

事務局長の林光男です。

本臨時会は一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が、臨時に議長の職務を行うことになっています。

出席中、久門議員が年長者でありますので、ご紹介します。

(年長の久門議員、議長席に着く)

久門臨時議長

ただいま紹介されました久門です。

地方自治法第 107 条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから平成 23 年第 4 回更別村議会臨時会を開会いたします。
(10 時 01 分)

村長より招集の挨拶があります。

岡出村長

村 長

本日ここに、平成 23 年第 4 回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、時節柄、大変ご多忙の中、それぞれご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

まずこの度の更別村議会議員選挙におきまして、ご当選を果たされました議員皆様に心からお祝いを申し上げます。

私も皆様と同様に無投票にて当選をさせていただきましたが、今日の厳しい情勢を考えます時、責任の重さに身の引き締まる思いでございます。初心に返り、村民の皆様にお約束をいたしました公約の実現と安心、安全の村づくりに誠心誠意取り組んでまいります。

議員皆様には格別なるご指導とご協力を切にお願い申し上げる次第でございます。

本臨時会は、選挙後の初議会となるものでございまして、議会より付議された議会構成と私からは監査委員並びに副村長の選任について議会の同意をお願いするものであります。

	よろしくお願いを申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。
臨時議長	村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。
	(10 時 02 分)
臨時議長	日程第 1、仮議席の指定を行います。
	仮議席は、ただいま着席の議席とします。
臨時議長	日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。
	会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により臨時議長において、松橋さん、堂場さんを指名いたします。
臨時議長	しばらく休憩いたします。
	(議長選挙「投票」の準備)
臨時議長	休憩前に引き続き会議を開きます。
臨時議長	日程第 3、選挙第 2 号、議長の選挙を行います。
	選挙は投票で行います。
	議場の出入口を閉めます。
	(議場を閉める)
臨時議長	ただいまの出席議員は、8 名であります。
	次に立会人を指名します。
	会議規則第 32 条 2 項の規定により、立会人に高木さん、高橋さんを指名します。
	投票用紙を配ります。
	(投票用紙を配布)
臨時議長	投票用紙の配布もれはありませんか。
	(ありませんの声あり)
臨時議長	配布もれなしと認めます。
	投票箱を点検します。
	(投票箱点検：議員側、議長席側に見せる)
臨時議長	異常なしと認めます。
	念のため申し上げます。
	投票は単記無記名です。
	投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。
	(投票用紙に書き終わったのを見計らってから)
臨時議長	点呼を命じます。
	事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。
事務局長	それでは、点呼を申し上げます。
	1 番、高木議員、2 番、木山議員、3 番、高橋議員、4 番、本多議員、5 番、赤津議員、6 番、松橋議員、8 番、堂場議員、最後に久門臨時議長。
	(点呼により仮議席 1 番から順次投票を行う)
臨時議長	投票もれはありませんか。
	(ありませんの声あり)

臨時議長		投票もれなしと認めます。 投票を終わります。 開票を行います。 高木さん、高橋さん、開票の立ち会いをお願いします。 (開 票)	
臨時議長		選挙の結果を報告いたします。 投票総数8票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。 そのうち有効投票8票、無効投票0票です。 有効投票のうち、 木山さん5票。 赤津さん3票。 以上のとおりです。 この選挙の法定得票数は2票です。 したがって木山さんが議長に当選されました。 議場の出入り口を開きます。 (立会人、自席へ戻る) (議場を開く)	
臨時議長		ただいま議長に当選された木山さんが議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。 (当選人発言を求む)	
臨時議長		議長に当選されました木山さんから発言を求められておりますので、これを許します。 (議長は当選人の就任挨拶を演台にて行い、挨拶後は仮議席へ戻る。)	
臨時議長		これで臨時議長の職務は全部終了しました。 ご協力ありがとうございました。 木山議長、議長席にお着き願います。 (議長は議長席に、臨時議長は仮議席に着く。)	
議	長	この際暫時休憩いたします。	(10時20分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。	(10時34分)
議	長	日程第4、会期決定の件を議題といたします。 おはかりいたします。 本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)	
議	長	異議なしと認めます。 したがって、会期は1日間と決定しました。 暫時休憩いたします。	(10時35分)
議	長	(副議長選挙「投票」の準備) 休憩前に引き続き会議を開きます。	(10時36分)
議	長	日程第5、選挙第3号、副議長の選挙を行います。 選挙は投票で行います。 議場の出入口を閉めます。 (議場を閉める)	
議	長	ただいまの出席議員数は、8名であります。	

		次に立会人を指名します。 会議規則第 32 条 2 項の規定により、立会人に高木さん、堂場さんを指名します。 投票用紙を配ります。 (投票用紙を配布)
議	長	投票用紙の配布もれはありませんか。 (ありませんの声)
議	長	配布もれなしと認めます。投票箱を点検します。 (投票箱点検：議員側、議長席側に見せる)
議	長	異常なしと認めます。 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。 (投票用紙に書き終わったのを見計らってから)
議	長	点呼を命じます。 事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。
事務局長		それでは、点呼を申し上げます。 1 番、高木議員、3 番、高橋議員、4 番、本多議員、5 番、赤津議員、6 番、松橋議員、7 番、久門議員、8 番、堂場議員、最後に木山議長。 (点呼により仮議席 1 番から順次投票を行う)
議	長	投票もれはありませんか。 (ありませんの声)
議	長	投票もれなしと認めます。 投票を終わります。 開票を行います。 高木さん、堂場さん、開票の立ち会いをお願いします。 (開 票)
議	長	選挙の結果を報告いたします。 投票総数 8 票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。 そのうち有効投票 8 票（無効投票 0 票）です。 有効投票のうち、 本多さん 3 票。 赤津さん 2 票。 松橋さん 2 票。 堂場さん 1 票。 以上のとおりです。 この選挙の法定得票数は 2 票です。 したがって本多さんが副議長に当選されました。 議場の出入り口を開きます。 (立会人、自席へ戻る) (議場を開く)
議	長	ただいま副議長に当選された本多さんが議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。 (当選人発言を求む)

議	長	副議長に当選されました本多さんから発言を求められておりますので、これを許します。 (副議長は当選人の就任挨拶を演台にて行い、挨拶後は仮議席へ戻る。)
議	長	日程第 6、議席の指定を行います。 議席は会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において指定します。
事務局長		氏名と議席番号を職員に朗読させます。 それでは、議席番号と議員の氏名を申し上げます。 1 番、高木議員。 2 番、高橋議員。 3 番、赤津議員。 4 番、松橋議員。 5 番、久門議員。 6 番、堂場議員。 7 番、本多議員。(副議長) 8 番、木山議員。(議長) 以上でございます。
議	長	ただいま朗読したとおり議席を指定します。 議席が決まりましたので、それぞれただいま指定致しました議席にお着き願います。 (各自、議席に着く)
議	長	暫時休憩いたします。(10 時 50 分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(11 時 00 分)
議	長	日程第 7、一般行政報告を行います。 一般行政報告は文書で配布されております。 なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。
村	長	岡出村長 それでは一般行政報告口頭説明をさせていただきます。 1 の寄付につきましては、お目通しを願うものであります。 2 の東日本大震災に係る被災地応援状況についてでございます。 この件に関しましては、4 月 15 日の第 3 回臨時会以降の主なものを報告するものであります。 (1)の義援金の受付状況であります、4 月 28 日現在となっております。 ①の友好姉妹都市交流推進委員会・どんぐり子ども交流委員会義援金でございますが、16,511,725 円、これにつきましては募集期限、4 月 15 日で終了してございますけれども、終了後にも寄せられた方がおられます。 ②の日本赤十字社更別村分区義援金でございますが、2,321,501 円となっております。募集期限 9 月 30 日まで受付となっております。 ③の更別村共同募金委員会義援金でございますが、497,198 円となっております。これにつきましても募集期限が 9 月 30 日まで受付をいたしているところであります。

		このように多くの村民のご協力を賜ったところでございまして、心から厚く感謝を申し上げるところでございます。 (2)の義援金の贈呈でございますが、4月28日、東松島市東日本大震災専用口座へ下記の義援金を振込みいたしましたところであります。 ①の更別村におきましては5,000,000円、②の受付義援金、16,511,933円、これは利息208円を含んだものでございます。 4月29日に、私と木山議長、三ツ山友好姉妹都市交流推進委員会委員長、太田智範どんぐり子ども交流委員会委員長が東松島市を訪問いたしまして、阿部市長に義援金の目録をお届けし、合わせてお見舞いを申し上げてまいったところであります。 阿部市長からは心から更別村民に感謝をするということでございますそして村民の支援、激励に応じて復旧、復興に全力をあげてまいります。また末長い交流をお願いしたいとのことでございました。 (3)の今後の応援予定についてでございますが、東松島市から学校施設の復旧対策に伴いまして、3ヶ月程度の建築士の緊急派遣要請を受けたところでございまして、5月8日から8月8日まで職員1名の派遣を決定いたしましたところでございます。 以上でございます。
議	長	これで村長からの一般行政報告を終わります。 これから一般行政報告に対する質疑を行ないます。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議	長	暫時休憩いたします。(11時05分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(11時30分) 先程、11時30分まで休憩と申し上げましたが、色々と協議もありますので、議事の都合上、午後2時00分まで休憩といたします。(11時31分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(14時00分)
議	長	日程第8、常任委員の選任を行います。 おはかりいたします。 常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により、総務厚生常任委員に、高木さん、高橋さん、松橋さん、堂場さん、本多さん、私、木山を、産業文教常任委員に、高木さん、高橋さん、赤津さん、久門さん、本多さん、私、木山をそれぞれ指名いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。
議	長	この際、暫時休憩いたします。(14時03分) (議長から副議長へ「辞退届」を提出)

副 議 長
副 議 長

(議長は退場し、副議長が議長席に着く)
休憩前に引き続き会議を開きます。(14時04分)
議長の常任委員辞退の件を議題といたします。

ただいま、総務厚生常任委員及び産業文教常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したいとの申し出がありました。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一箇の委員会に委員として所属することは適当でないし、また、行政実例でも議長については、辞退を認めているところでもありますので、総務厚生常任委員及び産業文教常任委員を辞任したいとするものです。

辞任について許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

副 議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長の総務厚生常任委員及び産業文教常任委員の辞任については、許可することに決定いたしました。

副 議 長

この際暫時休憩いたします。(14時06分)

(副議長は自席に着き、議長が議長席に着く)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。(14時07分)

各常任委員会では、常任委員長、副委員長の互選を行って下さい。

議 長

この際暫時休憩いたします。(14時08分)

(休憩中に各常任委員会を開催)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。(14時15分)

議 長

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告をいたします。

総務厚生常任委員会は、委員長に松橋委員、副委員長に堂場委員。

産業文教常任委員会は、委員長に久門委員、副委員長に高木委員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

議 長

日程第9、議会運営委員の選任を行います。

おはかりいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により、高木さん、高橋さん、松橋さん、久門さん、本多さんを、それぞれ指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれ議会運営委員に選任することに決定しました。

議会運営委員会では、委員長、副委員長の互選を行って下さい。

議 長

この際暫時休憩いたします。(14時17分)

(休憩中に議会運営任委員会を開催)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。(14時25分)

議 長

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行

		われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告をいたします。
		委員長に高橋委員、副委員長に高木委員。
		以上のとおり互選された旨の報告がありました。
議	長	日程第 10、選挙第 4 号、十勝環境複合事務組合議会議員の選挙を行います。
		おはかりいたします。
		選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。
		指名推選の発言を許します。
2 番高橋議員		議長。
議	長	2 番、高橋さん。
2 番高橋議員		指名推選をいたします。
		十勝環境複合事務組合議会議員に木山議員を指名します。
議	長	おはかりいたします。
		ただいま、高橋さんが指名しました私、木山を十勝環境複合事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、私、木山が十勝環境複合事務組合議会議員に当選しました。
議	長	日程第 11、選挙第 5 号、十勝圏複合事務組合議会議員の選挙を行います。
		おはかりいたします。
		選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。
		指名推選の発言を許します。
2 番高橋議員		議長。
議	長	2 番、高橋さん。
2 番高橋議員		指名推選をいたします。
		十勝圏複合事務組合議会議員に木山議員を指名します。
議	長	おはかりいたします。
		ただいま、高橋さんが指名しました私、木山を十勝圏複合事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。

		したがって、私、木山が十勝圏複合事務組合議会議員に当選しました。
議	長	日程第 12、選挙第 6 号、十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙を行います。 おはかりいたします。 選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。 指名推選の発言を許します。
2 番高橋議員		議長。
議	長	2 番、高橋さん。
2 番高橋議員		指名推選をいたします。
		十勝中部広域水道企業団議会議員に木山議員を指名します。
		おはかりいたします。
		ただいま、高橋さんが指名しました私、木山を十勝中部広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、私、木山が十勝中部広域水道企業団議会議員に当選しました。
議	長	日程第 13、選挙第 7 号、南十勝消防事務組合議会議員の選挙を行います。 おはかりいたします。 選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。 指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決定しました。 南十勝消防事務組合議会議員に久門さん、堂場さんの 2 名を指名します。 おはかりいたします。 ただいま議長が指名しました、久門さん、堂場さんを南十勝消防事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議	長	異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名いたしました、久門さん、堂場さんが南十勝消防事務組合議会議員に当選されました。 ただいま当選されました久門さん、堂場さんが議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知します。
議	長	日程第 14、議案第 42 号、監査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第 42 号、監査委員の選任につき同意を求める件であります。 村監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。 同意を求める方は、北海道河西郡更別村字更別 192 番地 13、田中博幸氏、昭和 24 年 10 月 6 日生まれでございます。 田中博幸氏におかれましては、昭和 43 年に更別村役場に奉職以来、幅広く各行政分野で経験を積み重ねた後、特に財政分野に精通していることから、税務課長、総務課長、会計管理者など、各要職を務めてこられたものであります。 今般、監査機能の充実が求められる中で藤澤紀雄監査委員の後任として豊富な行財政経験を活かし、重責を担っていただきたく、議会の同意をお願いするものであります。 なお、藤澤紀雄監査委員におかれましては、議会選出 2 期、代表監査委員として 1 期、通算 3 期、監査委員として適正な監査業務はもとより、行革の推進、健全財政の維持等に多大なご尽力を賜ったところであります。 この場をお借りいたしまして心から感謝と御礼を申し上げさせていただきます。 以上、提案説明とさせていただきます。 ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。 おはかりいたします。 ただいま議題となっております、議案第 42 号、監査委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 42 号、監査委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。
議	長	日程第 15、議案第 43 号、副村長の選任につき同意を求める件を議題といたします。

議 村	長	三好光幸さんは、地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象になりますので、退席を求めます。 (三好光幸さん退場) 提案理由の説明を求めます。 岡出村長 議案第 43 号、副村長の選任につき同意を求める件でございます。 副村長に次の者を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を求めるものであります。 同意を求めようとする方は、北海道河西郡更別村字更別 159 番地 6、三好光幸氏、昭和 29 年 6 月 12 日生まれでございます。 三好光幸氏におかれましては、昭和 49 年に更別村役場に奉職し、幅広い分野で行政経験を積み、その後、企画、民生、産業分野において課長補佐職や主幹職を 12 年間務めた後、平成 21 年 4 月より企画政策課長にあるわけであります。 今般、特に地方自治を取り巻く環境は新興国の台頭や TPP 問題等、国際化の進展に加え、この度の東日本大震災により、まさに地方自治は正念場を迎えており、村におきましても困難な課題が山積でございます。 この厳しい状況に江本信吉副村長の後任として豊富な行政経験を生かし、副村長という重責を担っていただきたく、議会の同意をお願いするものであります。 なお、この度勇退されます江本信吉におかれましては、3 期 12 年間にわたり、町村合併問題、福祉の里の整備、行革の推進、総合計画の充実等、これら多くの課題に尽力されまして、村の振興発展に努められたところであります。 この場をお借りし心から感謝と御礼を申し上げる次第であります。 以上、申し上げ提案説明といたします。 よろしく願いを申し上げます。
		説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。 おはかりいたします。
議	長	ただいま議題となっております、議案第 43 号、副村長の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。
議	長	したがって、議案第 43 号、副村長の選任につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。 (三好光幸さんの入場を確認) 三好光幸さんに申し上げます。 ただいま、副村長の選任につき同意がなされましたので、お知らせ

議	長	いたします。	
		この際暫時休憩いたします。	(14 時 35 分)
		(議案第 44 号及び追加の議事日程表配布)	
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。	(14 時 40 分)
議	長	おはかりいたします。	
		ただいま、休憩中に村長から議案第 44 号、監査委員の選任につき同意を求める件が提出されました。	
		この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思いま	
		す。	
		これにご異議ありませんか。	
		(異議なしの声あり)	
議	長	異議なしと認めます。	
		したがって、この際、議案第 44 号、監査委員の選任につき同意を	
		求める件を、日程に追加し、議題とすることに決定しました。	
議	長	日程第 16、議案第 44 号、監査委員の選任につき同意を求める件を	
		議題といたします。	
		赤津議員は、地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象になり	
		ますので、退席を求めます。	
		(赤津議員退場)	
議	長	提案理由の説明を求めます。	
		岡出村長	
村	長	議案第 44 号、監査委員の選任につき同意を求める件であります。	
		村監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項	
		の規定により議会の同意を求めるものでございます。	
		同意を求める方は、北海道河西郡更別村字更別南 1 線 91 番地、赤	
		津寛一郎氏、昭和 17 年 6 月 21 日生まれでございます。	
		議会のご推薦の監査委員として選任をいたしたいので、議会の同意	
		をお願いするものでございます。	
		よろしくお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。	
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。	
		質疑の発言を許します。	
		(ありませんの声あり)	
議	長	質疑なしと認めます。	
		これで質疑を終わります。	
		本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。	
		おはかりいたします。	
		ただいま議題となっております、議案第 44 号、監査委員の選任に	
		つき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。	
		(異議なしの声あり)	
議	長	異議なしと認めます。	
		したがって、議案第 44 号、監査委員の選任につき同意を求める件	
		は、これに同意することに決定しました。	
		(赤津議員の入場を確認してから)	
議	長	赤津さんにお知らせいたします。	

議

長

地方自治法第 196 条第 1 項の規定による議員選出の監査委員に、あなたが選任されました。

今後、監査委員としてご尽力いただきますよう、よろしくお願いいたしますします。

日程第 17、閉会中の所管事務調査について、議会運営委員会は、議会の運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報の発行について、閉会中の所管事務調査として調査したい旨、委員長より申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

議

長

以上をもって、本臨時会に付議された案件は全部終了致しました。

これにて平成 23 年第 4 回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(14 時 43 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 23 年 5 月 6 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 臨時議長 久 門 尚 二

同 議員 松 橋 昌 和

同 議員 堂 場 聰 志